(平成25年度)

	法第12条 の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条 の3の処分	法第15条の2の7の処分		法第18条の報告徴収
		許可取消	事業停止	許可取消	事業停止	許可取消	改善命令	事業停止	
件数	0	3	15	0	0	0	3	0	108

	法第	19条の立入	検査	法第19条の3	法第19条の5	勧告(法第12条の6の勧	告 発	発
	事業者	処分業者	公 共	改善命令	措置命令	告を除く)		
件数	184	1250	1	7	0	18		1

(注)公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・公共用水道事業及び公共関与している法人を指す。